

令和元年度第11回理事会議事概要

日 時 : 令和2年2月7日(金) 15:10~15:25

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)
(林木育種センター、森林整備センターはTV会議で参加)

出席者	理事長	沢田 治雄
	理事(企画・総務・森林保険担当)	柳田真一郎
	理事(研究担当)	坪山 良夫
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	上 練三(TV会議)
	理事(森林業務担当)	猪島 康浩(TV会議)
	理事(法令遵守担当)	井田 裕之(TV会議)
	監事	鈴木 直子
	監事	平川 泰彦
	総括審議役	吉野 示右
	総括審議役	高橋 和宏(TV会議)
	総括審議役	石原 聡
	審議役	合田 和弘(TV会議)
	総務部長	永山 正一

1. 開会

(吉野総括審議役)

令和元年度第11回理事会を開催いたします。

本日は審議事項が1件、報告事項が1件です。順次説明をお願いします。

I-1

国立研究開発法人森林研究・整備機構発注者綱紀保持規程の制定について

(永山総務部長)

国立研究開発法人森林研究・整備機構における発注担当者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不正な働きかけを受けた場合の対応方法等について定めることにより、発注事務の適正性及び透明性の向上を図り、発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とするため、新たに標記の規程を制定することとしたいと思っております。ただ、この規程につきましては、公共事業を業務内容としております森林整備センターでは既に定められていたのですが、発注事務にあたっては綱紀保持というのは公共事業だけではなく、その他の物品等の調達、役務等においても必要な対応であり、この度機構全体として、発注者綱紀保持規程を制定することともに、既に定められていた森林整備センターの規程は廃止することとしたいと思っております。次ページ以降森林整備センターで制定されていた規程を基に、今回機構全体に及ぼすということで作成した通知案がございます。変更点は3ページ目の第9条でございます。こちらの方に研修、講習等を年1回以上実施することと併せまして、職員が普段見ていただくためのマニュアルの作成というのが旧規程にはございましたけれども、農林水産省で作成されております発注者綱紀保持マニュアルを準用させていただき、それに基づいて日々の行動を律していただければというふうに考えこのように規定しております。あとは森林整備センターの規程を廃止する付則を設けるような変更でございます。

(井田理事)

一点だけ補足させていただきます。綱紀保持を図るため法令遵守担当者については別表に記載されています。農林水産省の規程に準じて設定されていますが、森林整備センターにおきましては従前の森林整備センターの規程を引き継ぎ法令遵守担当者を企画管理課長にしています。これは以前の事情に鑑み調達部門とは違うセクションの責任者を法令遵守担当者としたということです。

(吉野総括審議役)

ほかにご意見はありませんでしょうか。それではこの規程については、制定されたということで次に進みたいと思っております。

II-1 森林整備センター職員の募集について (非公表)

※猪島理事から本件の説明が行われた。

【情報提供】

Ⅲ－１ 森林気象害リスク評価シンポジウムについて

※石原森林保険センター所長より、２月１２日（水）に行われる「森林気象害リスク評価シンポジウム」の概要について説明が行われた。

Ⅲ－２

※上理事より、２月１４日に東京大学弥生講堂一条ホールで開催される「令和元年度林木育種成果発表会」の概要について説明が行われた。

（吉野総括審議役）

ほかに質問がないようでしたら、これで令和元年度第１１回理事会を終了いたします。次回は令和２年３月６日（金）に開催となります。

３．閉会